平成19年12月19日条例第36号

改正

平成31年3月22日条例第14号

下呂市景観条例

目次

前文

- 第1章 総則(第1条-第6条)
- 第2章 景観計画等(第7条-第13条)
- 第3章 景観法に基づく行為の規制等(第14条-第18条)
- 第4章 景観重要建造物・景観重要樹木(第19条-第21条の2)
- 第5章 表彰・助成等(第22条-第25条)
- 第6章 下呂市景観アドバイザー (第26条・第27条)
- 第7章 下呂市景観審議会(第28条・第29条)
- 第8章 雑則(第30条)

附則

私たちが住むまち下呂市は、御嶽山をはじめとする山々を仰ぎ、四季の移ろいを映しだす飛騨川、 馬瀬川の清流、そして、千年の歴史を有する日本三名泉のひとつである下呂温泉に多くの来訪者を 迎えもてなし、潤いとやすらぎを与える豊かな水と緑、温泉が地域独特の景観を育んできました。

これら下呂市が有する景観は市民共有の財産であり、私たち市民は、このかけがえのない景観を 守り、育てるとともに、下呂市にふさわしい新たな景観を創り、私たちのふるさとを文化の香り高 いまちとし、愛着と誇りあるものとしていかなければなりません。

このため、市民、事業者、行政がそれぞれの果たすべき役割を認識し、ともに手をたずさえ、魅力ある景観を形成し、次世代へと引き継いでいくことを目的とし、ここに下呂市景観条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、下呂市の良好な景観の形成に関する基本的事項、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めることにより、下呂市固有の自然、歴史、風土、文化等を踏まえた良好な景観を守り、もって将来にわたる市民共有の財産として、個

性的で魅力ある美しいまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例における用語の意義は、法に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 良好な景観の形成 下呂市固有の自然、歴史、風土、文化等を踏まえた良好な景観を守り、育て、創ることをいう。
 - (2) 工作物 建築物以外の工作物のうち次に掲げるものをいう。
 - ア 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第138条に掲げる工作物(旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを含む。)
 - イ 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第11項に規定する特定工作物
 - ウ 垣(生け垣を除く。)、さく、塀、フェンスその他これらに類するもの
 - エ 彫像、記念碑その他これらに類するもの
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、良好な景観の形成上市長が必要と認めて別に定めるもの
 - (3) 土地所有者等 土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しく は賃借権(臨時設備その他一時使用のために設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者をいう。

(基本理念)

- 第3条 市、市民及び事業者は、次に掲げる基本理念に基づき、良好な景観の形成を推進するものとする。
 - (1) 自然豊かな山並みや水辺を保全し、市民や来訪者が四季や和みを感じる景観形成を図ること。
 - (2) 下呂市の風土が培ってきた歴史や文化等を育み、市民が誇りと愛着を持つ景観形成を図ること。
 - (3) 来訪者に心地よさを与え、賑わいと交流を育むことができる景観形成を図ること。
 - (4) 市民一人ひとりが主体となって、世代を超えて受け継ぐことができる景観形成を図ること。 (市の責務)
- **第4条** 市は、前条に定める基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する施策を策定し、これ を総合的かつ計画的に実施するものとする。
- 2 市は、前項の施策の策定及び実施にあたっては、市民及び事業者の意見が十分に反映されるよ

- う努めなければならない。
- 3 市は、良好な景観の形成に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な措置を講じなければならない。
- 4 市は、公共建築物、道路、公園その他の公共施設の整備等を行う場合は、良好な景観の形成に おいて先導的な役割を果たすよう努めなければならない。
- 5 市は、良好な景観の形成に関し必要があると認めるときは、国、地方公共団体その他公共的団体に対し、必要な措置を講ずるよう協力を要請しなければならない。

(市民の役割)

- 第5条 市民は、自らが良好な景観の形成の主体であることを認識し、自主的かつ積極的に良好な 景観の形成に努めなければならない。
- 2 市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 市民は、良好な景観の形成に寄与するため相互に協力しなければならない。

(事業者の役割)

- 第6条 事業者は、その事業活動が良好な景観の形成に影響を与えるものであることを認識し、自 主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めなければならない。
- 2 事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

第2章 景観計画等

(景観計画)

- 第7条 市は、法第8条第1項の規定に基づき、本市の全域にわたる良好な景観の形成に関する基本的かつ総合的な計画として景観計画を定めるものとする。
- 2 市は、景観計画を定めようとするときは、法第9条第1項の規定に基づき、あらかじめ規則で 定めるところにより、その旨を公告し、当該景観計画の案を当該公告の日から2週間公衆の縦覧 に供しなければならない。
- 3 市民及び事業者は、前項の縦覧期間満了の日までに、景観計画の案について、市長に意見を申 し出ることができる。
- 4 市長は第2項の縦覧期間満了後に下呂市景観審議会(以下「審議会」という。ただし、第7章の章名及び第28条の規定を除く。)に諮問しなければならない。
- 5 市長は、景観計画を定めたときは、これを告示しなければならない。
- 6 第2項から第5項までの規定は、景観計画の変更について準用する。

(景観計画の提案に係る一団の土地の区域の規模等)

第8条 景観法施行令(平成16年政令第398号)第7条ただし書に規定する条例で定める景観計画の 提案に係る一団の区域の規模は、良好な景観の形成を図ることを目的とした区域に限り1,000平方 メートル以上とする。

(景観推進地区の指定)

- 第9条 市長は、景観計画区域のうち、特に先導的かつ重点的に良好な景観の形成を図る必要があると認める地区を景観推進地区として指定することができる。
- 2 市長は、前項の景観推進地区を指定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 前条に規定する規模以上となる区域の土地所有者等は、当該区域を景観推進地区に指定するよ う市長に要請することができる。
- 4 市長は、景観推進地区を指定したときは、これを告示しなければならない。
- 5 前3項の規定は、景観推進地区の指定の変更又は解除について準用する。 (景観推進地区協議会)
- 第10条 景観推進地区内の土地所有者等及び利害関係者は、当該地区における良好な景観の形成を 図ろうとするときは、規則で定めるところにより市長の認定を受け、景観推進地区協議会を設置 することができる。
- 2 前項の規定は、景観推進地区協議会の変更又は解除について準用する。 (景観推進地区計画)
- 第11条 市長は、規則で定めるところにより景観推進地区を対象とした景観推進地区計画を定めなければならない。ただし、次項の景観推進地区協議会が定める景観推進地区計画がある場合は、これをもって代えることができる。
- 2 景観推進地区協議会は、市長の認定を受け、当該地区を対象とした景観推進地区計画を定める ことができる。
- 3 前項の規定は、景観推進地区計画の変更又は解除について準用する。 (景観推進協定の締結)
- 第12条 景観推進地区内の土地所有者等は、規則で定めるところにより市長の認定を受け、当該地区の全部又は一部の区域を対象として、景観推進協定の締結を行うことができる。
- 2 景観推進協定に定める事項は、前条に規定する当該地区の景観推進地区計画の内容を踏まえた ものでなければならない。
- 3 市長は、景観推進協定を認定したときは、これを告示しなければならない。

- 4 前各項の規定は、景観推進協定の変更又は解除について準用する。 (景観計画への移行)
- 第13条 第11条に規定する景観推進地区計画は、第7条第1項に規定する景観計画への移行を行う ことができる。この場合において、景観推進地区は景観地区又は準景観地区と、景観推進地区協 議会は景観協議会と、景観推進地区計画は景観計画と、景観推進協定は景観協定と読み替えるも のとする。
- 2 市長は、前項に規定する景観地区への移行を行う場合には、第7条第2項から第5項に規定する手続を準用する。

第3章 景観法に基づく行為の規制等

(行為の届出)

第14条 法第16条第1項の届出は規則で定めるところにより行うものとする。

(届出の適用除外行為)

- 第15条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該建築物の延べ床面積が1,000平方メートル未満 又は高さが15メートル未満のもの(土地利用目的、利用形態及び物理的形状が一体と認められ る場合において、2以上の建築物が建築されるときにあっては、延べ床面積の合計が1,000平方 メートル未満のもの)
 - (2) 前号に規定する規模を超える建築物の増築(増築後において同号の規模を超えるものを含む。)で、当該行為に係る部分の延べ床面積が500平方メートル未満のもの
 - (3) 第1号に規定する規模の建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩 の変更で、その範囲が当該外観の2分の1未満のもの
 - (4) 工作物の新設、増築、改築又は移転で、当該工作物の高さ(増築にあたっては、増築後の高さ)が15メートル未満のもの、又はこれら工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは 模様替又は色彩の変更でその範囲が当該外観の2分の1未満のもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、審議会の意見を聴いた上で、良好な景観の形成に支障を及ぼ すおそれがないと市長が認める行為

(特定届出対象行為)

第16条 法第17条第1項の条例で定める行為は、第13条に規定する景観計画へ移行された景観地区 又は準景観地区内において行われる、法第17条第1項第1号又は第2号に掲げる行為とする。

(勧告、命令に係る手続)

第17条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令をしようとするときは、審議会の意見を聴くことができる。

(勧告、命令に従わなかった旨の公表)

- **第18条** 市長は、前条の勧告又は命令を受けた者が、これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に意見陳述の機会を 与えた上で、必要があると認めるときは審議会の意見を聴かなければならない。
 - 第4章 景観重要建造物・景観重要樹木

(景観重要建造物・景観重要樹木の指定の手続)

- 第19条 市長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物又は法第28条第1項の規定による景 観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、所有者等の同意を得るとともに、審議会 の意見を聴かなければならない。
- 2 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定をしたときは、これを告示するものとする。
- 3 前2項の規定は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の解除について準用する。

(景観重要建造物・景観重要樹木の指定の標識)

- 第20条 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木を指定したときは、法第21条第2項の規定により、次に掲げる事項を表示する標識を設置するものとする。
 - (1) 指定番号及び指定年月日
 - (2) 景観重要建造物又は景観重要樹木の名称

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

- 第21条 法第25条第2項に規定する景観重要建造物の管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。
 - (1) 景観重要建造物の修繕は、原則として修繕前の外観を変更しないこと。
 - (2) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法 の基準として規則で定める措置を講ずること。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

- **第21条の2** 第33条第2項に規定する景観重要樹木の管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。
 - (1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、せん定その他の必要な管理を行うこと。
 - (2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病害虫の駆除その他の措置を講ずること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定める措置を講ずること。

第5章 表彰・助成等

(表彰)

- 第22条 市長は、良好な景観の形成に著しく寄与していると認められる建築物、広告物その他の物件について、その所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。
- 2 市長は、前項に掲げるもののほか、良好な景観の形成に著しく寄与したと認める活動を行った 個人又は団体を表彰することができる。
- 3 市長は、前2項の規定による表彰を行おうとする場合は、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(良好な景観の形成に資する行為に対する助成)

第23条 市長は、建築物の建築又は工作物の建設、又は景観の保全と形成を目的とした活動に対し、 景観計画に適合し、かつ、良好な景観の形成に著しく貢献するものであると認めるときは、これ らの行為をしようとする個人、団体等に対して技術的援助を行い、又は予算の範囲内において、 当該行為に要する費用の一部を助成することができる。

(景観推進地区協議会に対する助成)

第24条 市長は、第10条第1項の規定により設置された景観推進地区協議会に対して技術的な援助を行い、又は予算の範囲内において、その活動に要する費用の一部を助成することができる。

(景観重要建造物又は景観重要樹木所有者に対する助成)

第25条 市長は、第19条第1項の規定により指定した景観重要建造物及び景観重要樹木の維持、管理、修理等のために必要があると認めるときは、その所有者又は管理者に対して技術的援助を行い、又は予算の範囲内において、それらに要する経費の一部を助成することができる。

第6章 下呂市景観アドバイザー

(設置)

第26条 市長は、良好な景観の形成を推進するため、市民活動、建築物等のデザイン・色彩、植生等について専門的な助言等の支援を行う、下呂市景観アドバイザー(以下「景観アドバイザー」という。)を置くことができる。

(委嘱等)

第27条 景観アドバイザーは、良好な景観の形成に関して専門的知識及び経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 景観アドバイザーの任期は、2年とし、再任することができる。
- 3 前各項に定めるもののほか、景観アドバイザーの運用に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 下呂市景観審議会

(設置)

- 第28条 市長の諮問に応じ、良好な景観の形成に必要な事項を調査し、又は審議するため、下呂市 景観審議会(以下「審議会」という。)を設置する。
- 2 審議会は、前項の規定により調査審議するほか、良好な景観の形成について、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

- 第29条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。
 - (1) 市民
 - (2) 学識経験者
 - (3) 事業者
 - (4) 関係行政機関の職員
 - (5) 景観アドバイザー
 - (6) その他市長が適当と認める者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 雜則

(委任)

第30条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条から第18条の規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月22日条例第14号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。